

応募要項

- グループや複数で創作された場合でも、応募フォームの『お名前』欄には代表者の方のお名前のみ記入してご応募ください。
- 応募に関わる書類、データの返却はいかなる場合でもお受けできません。
- 選考過程において、会員投票のためにデザインが東京弁護士会のウェブサイトや弁護士会館内等に掲示される可能性がありますので、ご了承ください。
- 受賞作品の応募者には最終選考後、東京弁護士会から連絡いたします。受賞しなかった作品の応募者には連絡いたしませんので、ご了承ください。
- 受賞作品は、東京弁護士会のウェブサイト等にて発表させていただきます。
- 選考の結果、グランプリ（東京弁護士会のキャラクター採用）がない場合もあり得ますので、ご了承ください。
- 応募者は、次の各号に定める事項を表明し、保証することとします。なお、「反社会的勢力」とは、（１）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第２号に定義される暴力団及びその関係団体、その構成員及び準構成員、（２）総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる団体又は個人、（３）暴力、威力、脅迫の言辞又は詐欺的手法を用いて、もしくは、本項のいずれかの団体又は個人と関係を有することを示唆して、不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人を意味します。
 - ① 自らが反社会的勢力でないこと、又は、反社会的勢力でなかったこと
 - ② 自らが反社会的勢力を利用しないこと
 - ③ 自らが反社会的勢力と取引をしないこと
 - ④ 自らの取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちにその取引先との取引を止めること
 - ⑤ 自らの取締役、執行役員、実質的に経営に関与する者及び自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が、反社会的勢力でないこと、並びに、それらの者が反社会的勢力と交際がないこと
 - ⑥ 自らが、反社会的勢力に対し出資、貸付、資金提供等の便宜を図っていないこと、並びに、その他反社会的勢力の維持、運営に協力または関与していないこと
- 応募いただいたキャラクターの内容が、次のような内容であった場合は、選考対象から除外させていただきます。
 - １ 反社会的な内容、公序良俗に反するもの、特定の個人や法人を誹謗中傷するような内容のもの。
 - ２ 他の著作権等を侵害するもの。

（次のページへ）

【知的財産権等について】

- 応募作品は応募者ご自身が創作した未公表かつ、他のコンテスト等に応募したことがないものに限りです。また、生成AIを利用したデザインは応募できません。
- 応募作品は、第三者の著作権、肖像権、その他いかなる権利も侵害しない適法なものであるものとし、万が一第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等がなされた場合は、応募者の責任と負担でこれを処理し、東京弁護士会にいかなる損害も及ぼさないものとしします。
- キャラクターとして採用された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商標権、命名権、その他一切の権利は、東京弁護士会に帰属するものとしします。また、採用作品の作成者は、採用作品に関し、著作者人格権を行使しないものとしします。
- キャラクターとして採用された作品のデザインは、東京弁護士会の判断により必要に応じて修正・変更する場合があります。また、キャラクターの名称等は採用されないこともあります。
- キャラクターとして採用された作品は、東京弁護士会の各種取組みにおいて、使用・展開させていただきます。（採用作品は、東京弁護士会及び関係団体等の印刷物、映像作品、WEB、SNS、グッズ、着ぐるみ等に使用する可能性があります）。
- キャラクターとして採用された作品の作成者は、東京弁護士会が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることに同意するものとしします。

【個人情報について】

- 個人情報については、東京弁護士会において、応募資格の確認、採用に関する連絡、その他応募に付随するご案内の連絡等、東京弁護士会キャラクターデザイン募集の目的のみに使用します。また、個人を特定しない統計的情報の形で利用させていただきます場合がございます。個人情報の取り扱いにつきましては、応募された段階で、応募者の同意を得られたものとしします。

【注意事項】

- 採用者の権利は採用者にのみ帰属し、第三者への譲渡や換金はできません。
- 応募にかかる諸費用は応募者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

（次のページへ）

- 応募者および関係者に発生した事故・その他トラブルに関しては、東京弁護士会の責に帰すべき事由がある場合を除き、東京弁護士会は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 以下の場合、採用を無効とさせていただきます。
 - 1 登録された連絡先への連絡がつかない場合
 - 2 虚偽の情報を用いた応募であることが判明した場合
 - 3 既存の著作物との類似や模倣が認められた場合
 - 4 応募者の責に帰すべき事由により商標登録ができなかった場合
 - 5 その他応募に関して不正な行為があった場合
- 東京弁護士会は、必要と判断した場合には、本応募要項を変更できるほか、適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応ができるものとします。
- 応募者は応募にあたり、本応募要項及び東京弁護士会の運営方法に従うものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
- 賞金の振込先名義は、応募者ご本人様名義に限らせていただきます。また、振込先の金融機関は国内に限ります。